

「感震ブレーカー設置費助成事業」のよくある質問

● 感震ブレーカーの概要について

Q 感震ブレーカーとは？

A 地震が発生した際に、電気に起因する火災を防ぐため、一定の揺れを感知すると通電を遮断するブレーカー（機器）となります。

Q どのくらいの揺れで作動しますか？

A メーカーによって異なりますが、震度5強以上で作動するように設定されています。

Q どんな種類がありますか？

A 主に3種類があります。
・分電盤タイプ（内蔵型、後付型） ・コンセントタイプ ・簡易タイプ

Q どのくらいの費用を見込んでおけばよいですか？

A 住宅の分電盤の種類によって異なりますが、標準的な費用は、分電盤タイプは約2万円～8万円、コンセントタイプは約5千円～2万円、簡易タイプは約2千円～7千円が目安となります。詳細については、電気工事業者からの見積りなどを参考にしてください。

Q どの種類の機器を設置すればよいですか？

A 住宅の構造や分電盤の種類により条件が異なることや、感震ブレーカーの各タイプの特徴や費用も様々です。電気工事店などに確認してください。

Q どこに相談すればよいですか？

A 住宅を建築した際の施工業者や家電量販店、地域の電気工事業者など、電気工事が実施できる業者にお問い合わせください。

（参考）静岡県電気商業組合 Tel 054-281-9865

静岡県電気事工事工業組合ホームページ

Q 設置するのに資格は必要ですか？

A 分電盤タイプの設置は、有資格者（電気工事士）による電気工事が必要となります。感電事故等重大事故につながる恐れがあるためご注意ください。
コンセントタイプは、設置が容易で基本的に電気工事は不要です。
簡易タイプは、設置が容易で電気工事は不要です。

● 助成対象等について

Q 昨年度に設置したが対象になりますか？

A 対象外です。令和8年度に購入及び設置工事を行い、かつ領収書の記載日が令和8年4月1日から令和9年2月26日のものが対象となります。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 世帯主が別世帯であれば、それぞれで申請することができます。世帯主が同一であれば、1世帯のみの申請となります。

Q 申請者が自ら設置した場合は、助成対象となりますか？

A 設置費は対象となりません。感震ブレーカーの機器代のみ対象となります。

Q 助成金が受け取れない場合はありますか？

A 申請金額が予算額に達した時点で終了となります。助成金を活用する場合は、お早めに申請してください。
また、交付申請を市に提出しても、書類審査の条件を満たしていない場合は、助成金を受け取れない場合がありますので、ご了承ください。
(書類に不備があった場合は、日中にご連絡することがあるため、申請書には日中連絡可能な電話番号をご記入ください。)

Q 購入及び設置工事の費用は、申請者が先に全額払うのですか？

A 申請者が設置に伴う費用を先にお支払いいただきます。設置完了後に交付申請書等を市に提出していただき、書類を審査した後に申請者の指定口座に助成金を振り込みます。

Q 建物の構造で助成対象外となりますか？

A 木造、非木造に関わらず助成対象となります。

Q 助成金はいつ頃に振り込まれますか？

A 申請者が申請書類を市に提出した後、1～2ヶ月程度の書類審査をしたうえで交付決定兼確定通知書等を申請者に郵送します。
その後、1ヶ月程度で申請者の指定口座に振り込みます。

Q 賃貸住宅（借家・アパート等）に居住していますが、助成対象ですか？

A 助成対象です。ただし、申請する場合は建物所有者等の承諾を得てから、申請してください。なお、助成金の申請は1世帯1回限りです。

Q 賃貸住宅（借家・アパート等）の場合、管理者が一括して申請できますか？

A 助成金の対象は、世帯主となります。建物所有者や管理会社等が一括して申請することはできません。

● 申請方法について

Q 申請のタイミングを教えてください

A 感震ブレーカーを自宅に設置した後の申請となります。助成金の対象条件があるため、設置前に、「感震ブレーカー設置費助成事業」申請等の手引きを必ず読んでから購入及び設置工事をしてください。

Q 受付期間はありますか？

A 令和8年度は、6月1日（月）から令和9年2月26日（金）までが申請の受付期間となります。（予算額に達した時点で終了）

Q どのように申請書類を提出すればよいですか？

A 持参する場合は、危機管理課もしくはお近くの区振興課・行政センター・支所に必要書類を提出してください。（平日の開庁時間8：30～17：15）
郵送の場合は、危機管理課に必要書類を郵送してください。
スマート申請する場合は、自宅のパソコン等からいつでもオンライン申請をすることができます。（推奨）

Q 申請するための様式はどこでもらえますか？

A 危機管理課もしくはお近くの区振興課・行政センター・支所の窓口で申請書を受け取ることができます。
また、ホームページからも申請書をダウンロードすることができます。

Q 申請する時に必要な書類は主にどのようなものがありますか？

A 基本的には、以下の資料が必要となります。
交付申請書、感震ブレーカーのメーカー名・製品名・品番が分かる書類、明細の分かる領収書等になります。

Q 事業所は申請することができますか？

A 事業所は助成金の対象外です。
しかし、店舗併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上が住宅部分であれば申請することができます。

Q 設置事業者が代行して申請書を市に提出することはできますか？

A 行政書士法に抵触する恐れがあるため、基本的には申請者本人が申請書を提出してください。

Q 助成金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもよいですか？

A 異なる場合、助成金を振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同じにしてください。

● 助成金の受け取り後について

Q 設置した後に点検やメンテナンスは必要ですか？

A 設置した製品の取扱説明書や設置した電気工事店に相談して、適正な管理をしてください。

Q 壊れたり耐用年数を超過して再設置する場合、助成金を活用できますか？

A 助成金を活用することはできません（1世帯1回限り）。

Q 耐用年数はどれくらいですか？

A タイプやメーカーによって耐用年数は異なりますが、一般的には10年～15年程度です。